

遺言とは大切な **想**いを伝えるための手段です。

どんな時に遺言が必要？

子どものいないご夫婦



遺言書がないと？

配偶者が兄弟姉妹や甥姪と話し合い、財産の分け方を決めることになります。



遺言書があると

全財産を配偶者に遺すことができ、のこされた配偶者の負担を減らすことができます。



名古屋銀行の遺言信託なら

遺言書の内容の検討・公証役場での遺言作成から遺言執行まで、煩雑な事務手続きも名古屋銀行にお任せいただけますのでご安心ください！

相続人はだれに…？

1. 親が存命の場合…配偶者と親
2. 親が亡くなっている場合…配偶者と兄弟姉妹
3. 兄弟姉妹が亡くなっている場合はその子(甥姪)が代襲相続人になります

第2順位

父

母

第3順位



兄弟姉妹



兄弟姉妹(死亡)



甥



姪

代襲相続

常に相続人



ご本人



配偶者

遺言が無い場合は、相続人全員での話し合いと、遺産分割協議書への署名捺印が必要です。

安心

いつもの銀行で相続相談



丁寧

遺言内容の変更にもご対応



頼れる

執行もおまかせ！



名古屋銀行

ご相談は最寄りの店舗までお問合せください。